

## 隨意契約理由書

本工事は、射撃訓練装置の弾丸回収部及び標的部を改修し、改修後の総合調整を含めた工事である。

当該装置は、実弾射撃訓練に使用するものであるため、確実に動作し、故障にも緊急対応できるよう、機器の細部にまで精通した当該装置製造者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社に保守点検業務を委託しているものである。

のことから、本工事を同社以外の者が行うことは技術的にも装置全体の機能確保のうえでも不可能であるため、同社に施工させることとし、見積書を徴したところ価格も適正と思われる所以、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものである。